

東京都行政書士会多摩中央支部

代議員選出ガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、「東京都行政書士会多摩中央支部細則」第26条第2項及び第3項に定める、東京都行政書士会（以下「本会」という）の総会に出席する代議員の選出について明文として定めるものである。

第2条（選出の手順）

当支部の代議員選出については、次の各号の者を優先的に先議するものとする。

- 一 支部長
- 二 本会総会において答弁の可能性のある者
（本会の部長、所長、センター長及び各委員会委員長等）
- 2 当支部に割り当てられた代議員数（本会会則第34条第1項により定められた数）より前項の各号の者を除いた残余の代議員については、支部長推薦者と代議員に立候補する旨の届出をした者の中より選出する。立候補者がいない場合は、すべて支部長推薦者を代議員とする。立候補者がある場合は、支部長推薦者と立候補者の全員で選挙により決するものとする。

第3条（選挙の手順）

前条第2項により代議員立候補者がある場合、総会出席者一人一票により、配付された投票用紙に候補者の氏名を記述して投票し、選挙を行うものとする。

- 2 上位得票者より、代議員の当支部割り当て数まで選出する。ただし、同位得票者で代議員数を超える場合は、再投票は行わず、同位得票者によるくじ引きで選出するものとする。

第4条（立候補の受付）

代議員立候補者は、支部細則第26条第2項により、総会の席上、議長に申し出るものとする。

- 2 議長は、代議員選出に係る議案上程に際し、代議員の立候補者を募る旨を宣言しなければならない。

第5条（代議員選出選挙の管理）

支部長の推薦以外の立候補者があり、選挙を行う場合は、支部長選挙規程を準用する。

第6条（改廃）

このガイドラインの改廃は、支部役員会の議決によるものとする。

附 則

1. このガイドラインは、平成31年3月6日から施行する。